

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	点字即時情報ネットワーク事業
発 注 課	保) 障がい保健福祉部 障がい者更生相談所（視聴覚障がい者情報センター）
選 定 事 業 者	公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当事業は、点字によらなければ必要な情報を得られない視覚障がい者の方に対して、新聞等の最新情報を点訳して提供し、社会参加の促進及び福祉の向上を図るものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 情報の点字データ化及び点字印刷を行うための機材が備わっていること 2 校正・編集・発送に関わる者が、視覚障がい者が容易に理解できるような配慮、能力を有していること 3 発行された点字情報の問い合わせ等について迅速な対応が可能であることがあげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。また、当事業の実施に係る豊富な知識と経験及び必要な機材、専門的技術を持ち、市内の個々の視覚障がい者や障がい者団体とのネットワークを有している。 以上から、本事業を実施するにあたり必要とされる上記条件1～3を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約といたしたい。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決 定 日	令和7年2月18日
-------	-----------